

【資料3-1】 (仮) かまくらエール事業 (案)

制度名	(仮) かまくらエール事業	
コース	スタートアップコース	協働コース
種類	新設	相互提案協働事業 (団体提案) の継続
目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手の発掘・育成 →将来的に協働の相手方としてもなりうる 市民活動団体等が自立的・安定的な活動をしていくための支援 →事業実施・事業実施能力の向上、補助金等の申請の経験を積む 	<ul style="list-style-type: none"> 地域・社会課題の解決、市民サービスの向上 市民活動団体の柔軟な発想による提案の促進
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動への参加促進 →より多くの市民活動が活発に展開される。 →できることをやってみよう! という思いを行動に移すための後押し →地域の課題をジブンゴトとしてとらえ、まちづくりの担い手となり行動する人を増やす。 	団体：自らの社会的使命の効果的な実現、その組織の財政的基盤や活動能力の向上、団体への社会的評価の向上 行政：行政サービスの最適化・効率化、行政サービスのスリム化、職員意識の改革、情報の共有 市民：ニーズの満足度の向上、行政活動への参加による自己実現
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市内で実施される事業 	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市内で実施される公益的な事業
	<ul style="list-style-type: none"> 市民が主体的に実施し、地域課題の解決につながる事 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体と市が協働で取り組むことにより、地域や社会の課題解決につながる事 (新たな施設整備を中心とした事業を除く)
	<ul style="list-style-type: none"> 団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービス向上のために、具体的な効果や成果が期待できる事
	<ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズを捉えて自発的に取り組む事業 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体と市の役割分担が明確かつ妥当であり、協働による相乗効果が期待できる事
	<ul style="list-style-type: none"> 予算の積算等が適正であり、事業を提案した団体が当該事業を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした新たな視点を有すること
		<ul style="list-style-type: none"> 予算の見積等が適正であり、提案した市民団体が実施すること
対象とならない事業	営利を目的としたもの、特定の個人や団体が利益を受けるもの、宗教・政治・選挙活動に関するもの、国・地方公共団体から助成を受けているもの並びに公序良俗に反するもの	
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動センターに登録又は申請時に市民活動センターへの登録をすること 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所を置いている特定非営利活動法人
	<ul style="list-style-type: none"> 活動拠点が鎌倉市内にあること 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動センターに登録しており、市内に活動拠点又は連絡場所があり、公益性及び公開性を有し、次のいずれにも該当する団体。 ○代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいる ○1年以上継続した活動を行っている ○会則、規則等に基づき運営され、予算、決算を適正に行っている
	<ul style="list-style-type: none"> 3人以上の市民によって構成されていること (在住・在勤・在学含む) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 設立後3年以内又は設立後活動を行っておらず活動期間が実質3年を超えない団体 規約があること又は事業実施までに規約を作成すること 	
上限額・(1件あたり)	10万円	現行の30万から増額を検討 (予算調整中)
総額上限	予算調整中	予算調整中
複数回申請	可	不可 ※事業所管課とつなぐ
実施期間	申請年度8月 (交付決定後) ~ 翌年3月	申請年度の翌年度1年間

対象経費	当該事業にかかる経費全て ※会場使用料・賃借料・賃金も含む。事業に直接要する経費であることが積算が可能なもの		
対象とならない経費	団体の事務所賃借料（事業の為だけに借りた場合は除く）など当該事業に直接要する経費でないもの、積算ができないもの		
審査機関	（新規設置）市民活動推進委員会 選考部会…推進委員から5名		
申請書提出先	地域のつながり課	NPOセンター	
提案前の相談	地域のつながり課又はNPOセンター	NPOセンターと地域のつながり課で連携 ※現行制度の事前調整シートを利用	
説明会	【4月実施】（地域のつながり課）	地域のつながり課で個別対応（通年・事前予約）	
相談会 ※説明会と同日	【4月実施】（NPOセンター）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・企画書作成講座（指定管理業務講座） ・提案に向けて足りない内容の整理（規約等） ・個別相談 		
担当課との協議		【提案受付～8月頃】	
		①-1団体との調整…NPOセンター 課題の整理、団体側のサポート、地域のつながり課との連携	
		①-2担当課との調整…地域のつながり課 団体との目的共有に向けたサポート、NPOセンターとの連携	
		②地域のつながり課とNPOセンターで調整会議を実施（相談・調整事項の共有）	
		③団体と担当課による事前協議を実施（地域のつながり課が同席）	
審査会	【6月実施】（選考部会）	【9月下旬実施】（選考部会）	
	書類審査、公開プレゼンテーション 予算枠を超す申請があった場合は、審査機関で採択・不採択事業を決定する。 審査項目は【資料3-2】参照	書類審査、公開プレゼンテーション 予算枠を超す申請があった場合は、審査機関で採択・不採択事業を決定する。 審査項目は【資料3-2】参照	
報告書作成会	【事業実施の翌年4月実施】（NPOセンター）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書、決算書、事業到達シート等の作成講座（指定管理業務講座） ・個別相談 		
報告会	【事業実施の翌年6月実施】（選考部会）	【事業実施の翌年6月実施】（選考部会）	
	報告書提出、公開プレゼンテーション	報告書提出、公開プレゼンテーション	
NPOセンターの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各種書類、規約作成支援 ・中間ヒアリングによる団体へのフォロー（先輩団体とつなぐなど） ・実施後の団体へのヒアリング及び困りごとサポート（指定管理業務懇話会等を活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種書類作成支援 ・必要に応じて実施団体へのフォロー（先輩団体とつなぐなど） ・団体側の相談窓口 	
	市の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり市の許可等が必要な場合のアドバイス、手続きフォロー ・実施後の団体の活動をホームページに掲載（NPOセンターのヒアリングによる情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けた担当課との調整、行政側の相談窓口 ・翌年度以降の事業継続に向けたサポート（担当課フォロー） ・NPOセンターと連携し、団体と担当課の協議のサポート